

市からの 連絡帳

届け出・税・年金

住民票等自動交付機休止

市役所庁舎の電気設備点検に伴い、下記の日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

時・場 11月10日(土)・保谷庁舎の交付機
▶市民課 ☎042-460-9820
保 ☎042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 11月10日(土)・11日(日)午前9時～午後4時

場 いずれも田無庁舎のみ
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料・保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎042-460-9832
▶保険年金課 ☎042-460-9824

年末調整等説明会開催

給与の支払者を対象に、平成30年分年末調整・法定調書・給与支払報告書などの作成について説明します。当日は、給与支払報告書総括表・個人別明細書などを配布します。

時 11月6日(火)午後1時30分～3時30分
場 保谷こもれびホール
※当日、直接会場へ(車でご来場不可)
問 東村山税務署 ☎042-394-6811
※音声案内に従い「2」番を選択
▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付

平成30年中に納付した国民年金保険料は、平成30年分の年末調整や確定申告の社会保険料控除対象です。

10月1日までに納付した国民年金保険料は、11月上旬から順次「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から届きます。年末調整・

確定申告の手続きにはこの証明書と領収書(10月2日～12月31日に納付した場合)が必要です。

※家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告ができます。

※10月1日～12月31日に初めて納付をした場合は、翌年2月上旬に証明書が届きます(確定申告用)。

問 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004・050から始まる電話からは ☎03-6630-2525

※●11月1日～翌年3月15日の
平日：午前8時30分～午後7時
●第2(土)：午前9時～午後5時
問 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

医療費等通知書の発送時期の変更

ご自身の健康と医療について認識するとともに、医療費の適正化を目的として、例年11月中旬に送付している医療費等通知書を平成31年1月下旬に発送予定です。通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)・医療費(自己負担分)を記載する予定です。

対 平成29年7月～平成30年8月の14カ月間に

①医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月があった方
②柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、治療用器具などいずれかの施術や支給がある方
※全ての被保険者に送付するものではありません。

問 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
☎0570-086-519
▶保険年金課 ☎042-460-9823

福祉・教育・市政

家族介護慰労金・介護用品を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上市民税非課税世帯に属する方

※前年度支給を受けている方は、申請から1年間以上経過していなければ申請できません。

□高齢者の要件
申請日の属する月の前月末日を基準にして

過去1年間以上	要介護4または5と認定されている 市民税非課税世帯に属する 介護保険サービスを利用していない 高齢者(延べ7日間までのショートステイまたは医療型ショートステイ利用を除く)
1年間未満	介護保険施設以外の病院などに延べ90日以上長期入院をしていない

□慰労金支給額 年額10万円
□介護用品 紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋、清拭剤[※]
※年間で6万円相当額が上限
申 12月27日(木)までに、介護保険被保険者証・認め印・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ持参
▶高齢者支援課 ☎042-438-4028

入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□対象期間 7月1日～10月31日入院分

□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

●入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている ●40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている ●紙おむつの持ち込み禁止の医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている ●入院期間中に生活保護を受給していない

□申請
時 11月12日(月)～30日(金)

場 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)

持 ●介護保険被保険者証のコピー ●振込先の口座が分かるもの(通帳のコピー[※]) ●認め印 ●病院が発行した領収書のコピー

※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可)。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要です。
※平成30年3～6月入院分の未申請

分も併せて受け付けます。
※次回の申請受付は、平成31年3月を予定(11月～翌年2月入院分)
▶高齢者支援課 ☎042-438-4028

障事前申請受付

平成31年1月1日の制度改正に伴い精神障害者保健福祉手帳1級の方も心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象になります。マル障をお持ちの方は、医療機関における医療費の窓口負担が1割(住民税非課税の方は、窓口負担なし)になります。対象になる方は申請してください。

申 11月1日(木)から
場 住民票のある区市町村の担当窓口
※適用開始は平成31年1月1日から(通常は申請した月の初日[※])

対 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(ただし生活保護受給中の方、所得制限基準額^{*1}を超える方、65歳までに申請しなかった方^{*2}などは対象外)

※1 所得制限基準額

扶養親族などの数	障害者本人(20歳未満の方は世帯主 [※])
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

各種控除後(マル障用)の金額で判定

※2 経過措置として、手帳交付日が12月31日以前で、かつ有効期限のある精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方は、平成31年6月30日までの間に限りマル障を申請できますが、助成開始は申請した月の初日からになりますのでお早めに申請してください。

持 精神障害者保健福祉手帳(平成31年1月以降の有効期限のあるもの)、健康保険証・認め印・税証明(平成30年1月2日以降に転入の方)

※詳細はお問い合わせください。
問 東京都福祉保健局医療助成課
☎03-5320-4571
▶障害福祉課 ☎042-438-4035

くらし

生垣設置補助制度

緑豊かな「うるおい」と「やすらぎ」のあるまちづくりを推進するため、道路に接する部分の生垣設置費用を補助し

年末保育

年末に保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、市内公立保育園で保育を実施します。

時 12月29日(土)午前7時30分～午後6時30分
※午前10時までに登園。午後のみの保育は行いません。

□実施場所 すみよし保育園・向台保育園(予定)

※どちらかの園で申込が10人未満の場合、申込多数の園のみで実施
□保育要件 保護者の就労により家庭保育が困難と認められたとき

対・定 在住で満1歳～就学前までの子ども・各園30人(申込多数は抽選および調整あり)

料 ●半日利用(午後1時[※])…1,500円
●1日利用(午後1時を超えた場合)…3,000円(おやつ代を含む)

※昼食は弁当を持参してください。

申 11月12日(月)～22日(木)に下記の提出書類を保育課(田無庁舎1階)または市内認可保育園へ持参

□提出書類 ●年末保育利用申請書 ●勤務証明書(両親分)：12月29日(土)が勤務日であることを事業主が証明したもの ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー意見書(食物アレルギーがあり1日利用でおやつを食べる児童のみ)。市内認可保育園在園の方は園から写しをもらってください

※各書類は保育課・市内認可保育園で配布
□決定通知 12月7日(金)ごろ発送
▶保育課 ☎042-460-9842



平成31年4月からの学童クラブ入会案内

学童クラブでは、小学校などに通う児童の保護者が仕事や病気などの理由で昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって児童の生活指導を行います。

対 小学校などに在学中の児童(5・6年生は障害児童のみ)

□入会案内
11月15日(木)から、児童青少年課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)・児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園で配布

※勤務証明書は市HPからダウンロードできますので、お早めにご準備ください。
申 12月3日(月)～21日(金)に必要な書類を下記窓口へ持参

●児童青少年課…平日午前8時30分～午後5時(17日(月)～21日(金)は午後8時[※])
●児童館…(月)～(土)午前9時30分～午後6時
●学童クラブ…(火)～(金)午後1時～6時
□注意事項

●施設の利用状況および申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合や入会できない場合があります。
●現在入会している方も、毎年度申請が必要です。必ず保護者が申請してください。
※詳細は、入会案内をご覧ください。
▶児童青少年課 ☎042-460-9843